

第17号議案

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年加東市条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (2) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
〔新設〕	<u>（災害弔慰金等支給審査会の設置）</u> <u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定により、加東市災害弔慰金</u>

国民保護協議会	委員	日額	8,000	国民保護協議会	委員	日額	8,000
[略]	[略]	[略]	[略]	災害弔慰金等支給審査会	委員	日額	27,500
				[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第17号議案 要旨

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、災害関連死など自然災害による死亡又は障害であるか否かの判断が困難な場合に、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するための審査会の設置に関して必要な事項を定めるものである。

2 改正内容

- (1) 災害弔慰金等支給審査会の設置について定めること。（第16条関係）
- (2) 災害弔慰金等支給審査会委員の報酬額を定めること。（改正附則第2項関係）

3 施行期日 公布の日

第17号議案 説明資料

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

加東市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成18年加東市規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (2) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
〔新設〕	<p style="text-align: center;"><u>（災害弔慰金等支給審査会の組織）</u></p> <p><u>第18条 加東市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）は、5人以内で組織する。</u></p>
〔新設〕	<p style="text-align: center;"><u>（任期）</u></p> <p><u>第19条 審査会の委員の任期は、委嘱されたときから市長の諮問事項に係る調査審議が終了するまでとする。</u></p>
〔新設〕	<p style="text-align: center;"><u>（会長）</u></p> <p><u>第20条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</u></p>
〔新設〕	<p style="text-align: center;"><u>（会議）</u></p> <p><u>第21条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長（その職務を代理する委員を含</u></p>

	<p>む。)が定まっていないときは、市長が招集する。</p> <p><u>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会議は、非公開とする。</u></p> <p><u>(意見の聴取等)</u></p>
〔新設〕	<p><u>第22条 審査会は、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(庶務)</u></p>
〔新設〕	<p><u>第23条 審査会の庶務は、総務財政部防災課において処理する。</u></p> <p><u>(補則)</u></p>
〔新設〕	<p><u>第24条 第18条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</u></p>
第18条 〔略〕	第25条 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。